

No.214
2019
4/15



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



八地申第31号 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」に関する申し入れ4月11日提出!!

超過勤務ありきの労働など認められない!

地本は労基法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定（日及び月間）を昨年5月1日から1年間締結してきました。しかし、労使共通の認識として時間外労働の縮減を確認しながら、各系統において要員不足による時間外労働が増加、休日出勤を前提とした業務運営の常態化、年次有給休暇の付与を会社が判断するなど、適正な労働時間管理、要員配置が行われていない現実が露呈しています。

労働基準法第34条違反発生などや「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の取扱いからの逸脱、過半数代表選挙が行われた職場で使用者が投票行為に圧力をかける事象を行なっている事実は断じて認めることは出来ません。

労働基準法が4月1日より改正され、今まで以上に労働時間管理、時間外労働縮減に向けた取り組みは重要であり、適正な要員配置を行うとともに、組合員が「安全・健康・ゆとり・働きがい」を持てる職場環境でなければ鉄道の安全は守れません。

以上のことを踏まえて4月11日、下記の通り6項目を申し入れました。

記

1. 2018年度の時間外労働（年間330時間、月間45時間）、年休の取得状況、33発動の実績を箇所別、職種別に明らかにすること。また、時間外労働が依然と高止まりしている原因を明らかにし、縮減に向けた具体的取り組みを系統ごとに明らかにすること。
2. 箇所別の標準数、現在員数、休職者数を具体的に示すこと。また、研修・出張・免除の実績と事由を月別、職種別に明らかにし、本来業務を優先させるとともに不要不急な研修・出張は行わないこと。
3. 過半数代表選挙は労働基準法施行規則第6条の2に則り行うこと。
4. 安全衛生委員会および安全管理体制の必要性が増していることから、労働者の代表者からの審議事項を取り入れ、労働安全衛生法の調査審議事項に則り充実した審議を行うこと。また、産業医の出席状況を明らかにすること。
5. 2019年4月1日から労働基準法が改正されたことに対する八王子支社としての見解を示すこと。
6. 36協定締結にあたっては、労働基準法の趣旨に踏まえ事業場単位での締結とすること。

時間外労働縮減に向け交渉に臨みます!